独立行政法人農林漁業信用基金が農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る民間等出資に係る不要財産を譲渡したときに農林水産大臣が算定する金額の算定基準

（払戻算定対象額）

第一条　この基準において「払戻算定対象額」とは、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第四十六条の三第三項の規定に基づき、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）が、農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る民間等出資に係る不要財産（同条第一項に規定する民間等出資に係る不要財産をいい、金銭を除く。以下同じ。）を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の譲渡の日における帳簿価額又は取得の日における帳簿価額のいずれか低い額を超える額がある場合には、その額を除く。）から信用基金が当該財産の譲渡に要した費用の額のうち農林水産大臣が定める額を控除した額をいう。

（算定基準）

第二条　信用基金が、通則法第四十六条の三第二項の規定に基づく請求を受け、農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る民間等出資に係る不要財産を譲渡したときに、同条第三項の規定に基づき農林水産大臣が算定する金額は、払戻算定対象額に、当該請求を行った出資者からの当該財産に係る出資額が当該財産の取得の日における帳簿価額に占める割合を乗じて得た金額とする。

○農林水産省告示第千九百六十一号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十六条の二第二項の規定に基づき、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が農業・食品産業技術研究等業務及び農業機械化促進業務に係る政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を次のように定め、平成二十二年十一月二十七日から施行する。

平成二十二年十一月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が農業・食品産業技術研究等業務及び農業機械化促進業務に係る政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準

（納付算定対象額）

第一条　この基準において「納付算定対象額」とは、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第四十六条の二第二項の規定に基づき、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「研究機構」という。）が、農林水産大臣の認可を受けて、農業・食品産業技術研究等業務（独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号。以下「研究機構法」という。）第十四条第一項第一号から第四号まで及び第十号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務をいう。以下同じ。）及び農業機械化促進業務（研究機構法第十四条第二項に規定する業務をいう。以下同じ。）に係る政府出資等に係る不要財産（通則法第四十六条の二第一項に規定する政府出資等に係る不要財産をいい、金銭を除く。以下同じ。）を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額がある場合には、その額を除く。）から研究機構が当該財産の譲渡に要した費用の額のうち農林水産大臣が定める額を控除した額をいう。

（国庫に納付すべき金額を算定する基準）

第二条　研究機構が農業・食品産業技術研究等業務及び農業機械化促進業務に係る政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに、国庫に納付すべき金額は、納付算定対象額に、当該財産に対する政府からの出資及び支出の合計額が当該財産の取得の日における帳簿価額に占める割合を乗じて得た金額とする。

○農林水産省告示第千九百六十二号

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十六条の三第二項の規定に基づく請求を受けたときに、同条第三項の規定に基づき農業機械化促進業務に係る民間等出資に係る不要財産の譲渡により生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額がある場合には、その額を除く。）の範囲内で農林水産大臣が算定する金額の算定基準を次のように定め、平成二十二年十一月二十七日から施行する。

平成二十二年十一月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が農業機械化促進業務に係る民間等出資に係る不要財産を譲渡したときに農林水産大臣が算定する金額の算定基準

（払戻算定対象額）

第一条　この基準において「払戻算定対象額」とは、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第四十六条の三第三項の規定に基づき、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「研究機構」という。）が、農業機械化促進業務（独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号）第十四条第二項に規定する業務をいう。以下同じ。）に係る民間等出資に係る不要財産（通則法第四十六条の三第一項に規定する民間等出資に係る不要財産をいい、金銭を除く。以下同じ。）を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の譲渡の日における帳簿価額又は取得の日における帳簿価額のいずれか低い額を超える額がある場合には、その額を除く。）から研究機構が当該財産の譲渡に要した費用の額のうち農林水産大臣が定める額を控除した額をいう。

（算定基準）

第二条　研究機構が、通則法第四十六条の三第二項の規定に基づく請求を受け、農業機械化促進業務に係る民間等出資に係る不要財産を譲渡したときに、同条第三項の規定に基づき農林水産大臣が算定する金額は、払戻算定対象額に、当該請求を行った出資者からの当該財産に係る出資額が当該財産の取得の日における帳簿価額に占める割合を乗じて得た金額とする。

○農林水産省告示第千九百六十三号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十六条の二第二項の規定に基づき、独立行政法人農業者年金基金が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を次のように定め、平成二十二年十一月二十七日から施行する。

平成二十二年十一月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

独立行政法人農業者年金基金が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準

（納付算定対象額）

第一条　この基準において「納付算定対象額」とは、独立行政法人通則法第四十六条の二第二項の規定に基づき、独立行政法人農業者年金基金（以下「基金」という。）が、農林水産大臣の認可を受けて、政府出資等に係る不要財産（同条第一項に規定する政府出資等に係る不要財産をいい、金銭を除く。以下同じ。）を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額がある場合には、その額を除く。）から基金が当該財産の譲渡に要した費用の額のうち農林水産大臣が定める額を控除した額をいう。

（国庫に納付すべき金額を算定する基準）

第二条　基金が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに、国庫に納付すべき金額は、納付算定対象額に、当該財産に対する政府からの支出の合計額が当該財産の取得の日における帳簿価額に占める割合を乗じて得た金額とする。

○経済産業省告示第二百四十九号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十六条の二第二項の規定に基づき、独立行政法人経済産業研究所が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を次のように定める。

平成二十二年十一月二十六日

経済産業大臣　大畠　章宏

独立行政法人経済産業研究所が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準

（納付算定対象額）

第一条　この基準において「納付算定対象額」とは、独立行政法人通則法第四十六条の二第二項の規定に基づき、独立行政法人経済産業研究所（以下「研究所」という。）が、経済産業大臣の認可を受けて、政府出資等に係る不要財産（同条第一項に規定する政府出資等に係る不要財産をいい、金銭を除く。以下同じ。）を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額がある場合には、その額を除く。）から研究所が当該財産の譲渡に要した費用の額のうち経済産業大臣が定める額を控除した額をいう。

（国庫に納付すべき金額を算定する基準）

第二条　研究所が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに、国庫に納付すべき金額は、納付算定対象額に、当該財産に対する政府からの出資及び支出の合計額が当該財産の取得の日における帳簿価額に占める割合を乗じて得た金額とする。

附　則

この告示は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十七号）の施行の日（平成二十二年十一月二十七日）から施行する。